

平成28年4月1日から

「職場定着支援助成金」 「建設労働者確保育成助成金(雇用管理制度コース)」 の支給要件などを変更する予定です

「職場定着支援助成金」「建設労働者確保育成助成金（雇用管理制度コース）」は、平成28年4月1日から下記のように、支給要件などを改正する予定です。今後、ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意ください。

職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）

支給対象事業主団体を、**重点分野（健康・環境・農林漁業分野）**等以外の団体へ拡大します。

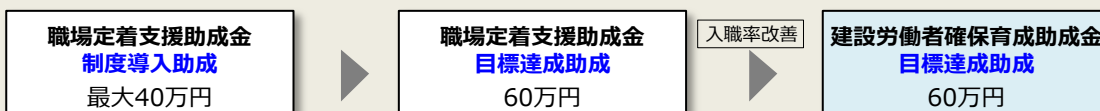
職場定着支援助成金（個別企業助成コース）

<雇用管理制度助成の対象事業主の拡大>

支給対象事業主を、**重点分野（健康・環境・農林漁業分野）**等関連事業主以外へ拡大します。

◇建設事業主の場合◇

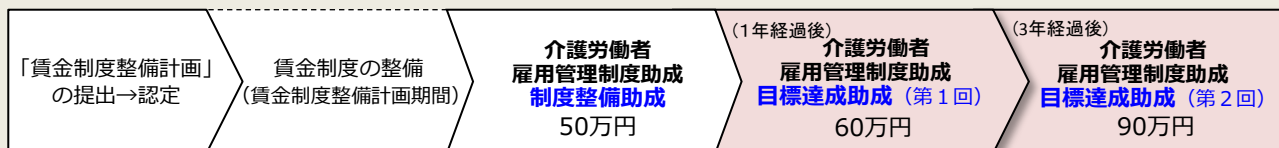
平成28年4月1日以降に雇用管理制度整備計画を提出し、職場定着支援助成金（雇用管理制度助成）の制度導入助成と目標達成助成を受給した建設事業主は、建設労働者確保育成助成金（雇用管理制度助成）の入職率目標達成助成を活用することができるようになります。



<介護労働者雇用管理制度助成の創設>

介護事業主が「賃金制度整備計画」※1を提出し、賃金制度※2を整備した場合に助成を行います。

介護事業主が「賃金制度整備計画」を提出し、賃金制度の整備（賃金テーブルの設定など）を行った場合、50万円を支給します。また、賃金制度整備計画期間終了から1年経過後・3年経過後に、介護労働者の離職率の低下が図られた場合に、それぞれ60万円・90万円を支給します。



※1 「賃金制度整備計画」とは、整備を予定している賃金制度の内容などを計画したものをいいます。
※2 賃金制度とは、職務、職責、職能、資格、勤務年数などに応じて段階的に定めるものをいいます。

詳細は、管轄の都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

